

平成24年10月17日

お客様 各位

東京都千代田区霞が関3-7-4
制研化学工業株式会社
油脂営業部

トリブチルアミン非含有証明書

平成24年10月1日付「毒物および劇物指定令等の一部を改正する政令」（平成24年政令第245号）の施行に伴い「トリブチルアミンおよびこれを含有する製剤」が毒物として指定されました。

弊社製造のブレーキフルードには上記「トリブチルアミンおよびこれを含有する製剤」は含まれておりません。

本文書は下記商品について「トリブチルアミンおよびこれを含有する製剤」が含まれていないことを証明いたします。

記

商品名：Seikenブレーキフルード BF3、BF4、BF5、BFR

以上